

令和8年度乗用自動車の中央調達について  
(意見招請)

公 示 日                    令和8年4月 6日  
意見の提出期限            令和8年4月27日

林野庁業務課

# 令和8年度乗用自動車の中央調達

## 仕様書（案）

### 第1号物件

- 1 台数 49台（塗装等の内訳台数は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和9年2月18日
- 4 規格 排気量661cc以上1,500cc以下のガソリン又はハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和8年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ステーションワゴン又はSUVタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：5名以上
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- (8) 全長：4,000mm未満
- (9) 全幅：1,700mm未満
- (10) 最低地上高：180mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和8（2026）年2月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
  - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
  - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
  - (4) パワーステアリング
  - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
  - (6) 熱線リアウィンドウ
  - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
  - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
  - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)
  - (10) ドライブレコーダー (前後)
  - (11) フロアマット
  - (12) サイドバイザー

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品
- スペアタイヤ又はパンク修理キット 49台分
  - スタッドレスタイヤ式 (ホイール付き) 49台分

- 8 車体色等
- ①シルバー (近似色を含む)、別紙1及び別紙2に示すマーク付き 34台
  - ②シルバー (近似色を含む) 15台
  - ① について、森林管理局名の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合

は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他**
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
  - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。
  - ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
  - ④ スタッドレスタイヤを付属品として装備する車両については、局担当者と納入業者があらかじめ定めた時期までに局担当者から指示を行った場合は、スタッドレスタイヤに履き替えて納入すること。
  - ⑤ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

色指示

別紙 1

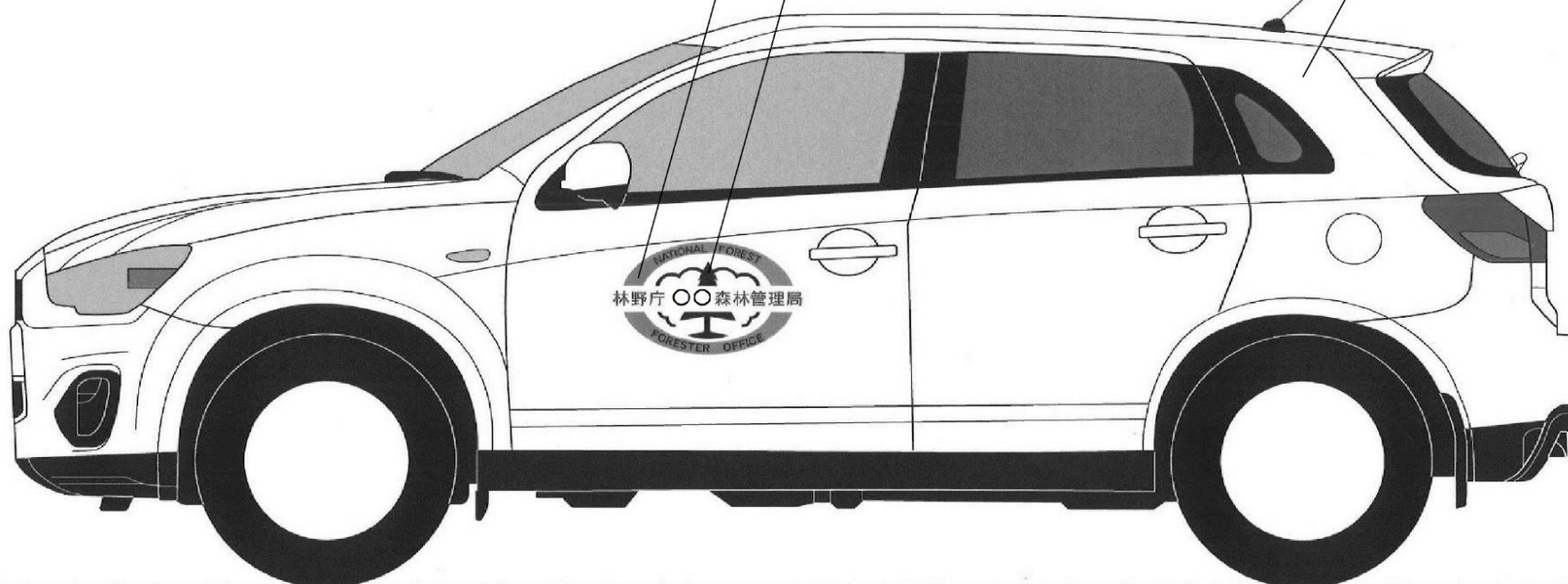
橙 E12-60X

2009年E版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009年E版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB1O1（MSゴシックでも可）

## 令和8年度乗用自動車の中央調達

### 仕様書（案）

#### 第2号物件

- 1 台数 27台（塗装等の内訳台数は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和9年2月18日
- 4 規格 排気量661cc以上2,000cc以下のハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和8年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ステーションワゴン又はSUVタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：5名以上
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- (8) 全長：4,000mm以上4,500mm未満
- (9) 全幅：1,800mm以下
- (10) 最低地上高：170mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和8（2026）年2月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
  - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
  - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
  - (4) パワーステアリング
  - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
  - (6) 熱線リアウィンドウ
  - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
  - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
  - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)
  - (10) ドライブレコーダー (前後)
  - (11) フロアマット
  - (12) サイドバイザー

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品
- スペアタイヤ又はパンク修理キット 27台分
  - スタッドレスタイヤ式 (ホイール付き) 26台分

- 8 車体色等
- ① シルバー (近似色を含む)、別紙1及び別紙2に示すマーク付き 8台
  - ② シルバー (近似色を含む) 19台
- ①について、森林管理局名の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合

は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
  - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第10条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第10条により支払うものとする。
  - ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
  - ④ スタッドレスタイヤを付属品として装備する車両については、局担当者と納入業者があらかじめ定めた時期までに局担当者から指示を行った場合は、スタッドレスタイヤに履き替えて納入すること。
  - ⑤ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

色指示

別紙 1

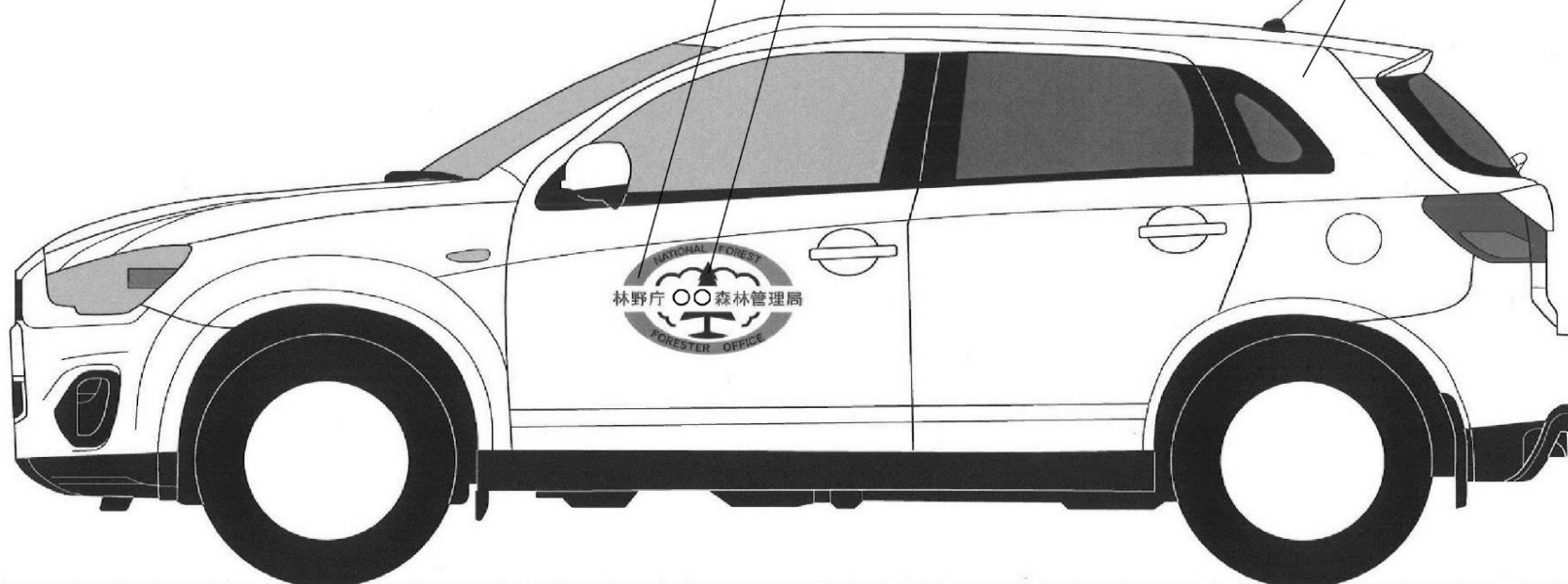
橙 E12-60X

2009年E版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009年E版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB1O1（MSゴシックでも可）

## 令和8年度乗用自動車の中央調達

### 仕様書（案）

#### 第3号物件

- 1 台数 26台（塗装等の内訳台数は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和9年2月18日
- 4 規格 排気量661cc以上2,500cc以下のハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和8年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ステーションワゴン又はSUVタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：5名以上
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- (8) 全長：4,500mm以上5,000mm未満
- (9) 全幅：1,900mm未満
- (10) 最低地上高：185mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和8（2026）年2月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
  - (2) 運転席助手席 S R S エアバッグシステム
  - (3) A B S (アンチロック・ブレーキシステム)
  - (4) パワーステアリング
  - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
  - (6) 熱線リアウィンドウ
  - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
  - (8) E T C 2.0 ユニット装置及びセットアップ
  - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)
  - (10) ドライブレコーダー (前後)
  - (11) フロアマット
  - (12) サイドバイザー

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品
- スペアタイヤ又はパンク修理キット 26台分
  - スタッドレスタイヤ式 (ホイール付き) 26台分

- 8 車体色等
- ① シルバー (近似色を含む)、別紙1及び別紙2に示すマーク付き 11台
  - ② シルバー (近似色を含む) 15台
- ①について、森林管理局名の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合

は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
  - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第10条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第10条により支払うものとする。
  - ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
  - ④ スタッドレスタイヤを付属品として装備する車両については、局担当者と納入業者があらかじめ定めた時期までに局担当者から指示を行った場合は、スタッドレスタイヤに履き替えて納入すること。
  - ⑤ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

色指示

別紙 1

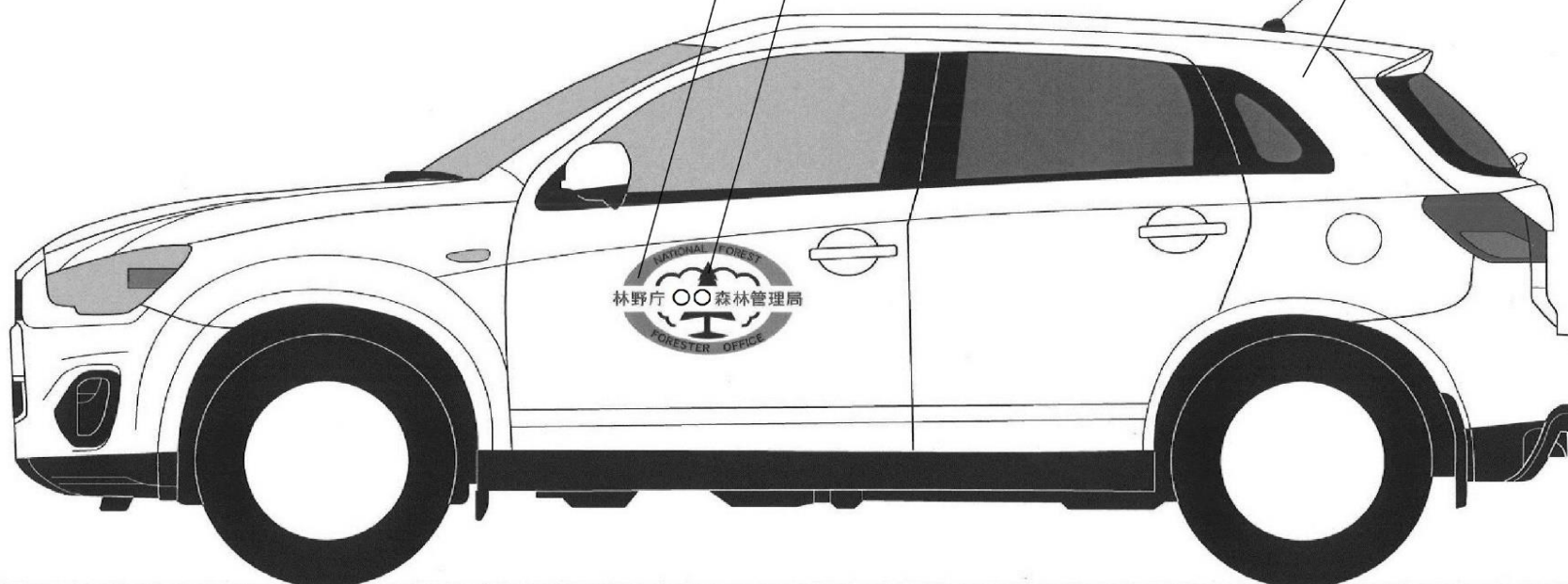
橙 E12-60X

2009年E版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009年E版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB1O1（MSゴシックでも可）

# 令和8年度乗用自動車の中央調達

## 仕様書（案）

### 第4号物件

- 1 台数 2台（塗装等は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和9年2月18日
- 4 規格 排気量2,000cc以上2,700cc以下のガソリン、ハイブリッド又はクリーンディーゼル自動車で、4ドア又は5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和8年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ワゴンタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：7名以上10名以下
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン又は軽油
- (8) 全長：4,500mm以上5,000mm未満
- (9) 全幅：1,900mm未満
- (10) 最低地上高：170mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和8（2026）年2月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
  - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
  - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
  - (4) パワーステアリング
  - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
  - (6) 熱線リアウィンドウ
  - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
  - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
  - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)
  - (10) ドライブレコーダー (前後)
  - (11) フロアマット
  - (12) サイドバイザー

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに(5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品
- スペアタイヤ又はパンク修理キット 2台分
  - スタッドレスタイヤ (ホイール付き) 一式 2台分

- 8 車体色等 シルバー (近似色を含む) 2台

## 9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。

- ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。
- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ スタッドレスタイヤを付属品として装備する車両については、局担当者と納入業者があらかじめ定めた時期までに局担当者から指示を行った場合は、スタッドレスタイヤに履き替えて納入すること。
- ⑤ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。